

令和 7 年和光市農業委員会 3 月総会会議録

和光市農業委員会

令和 7 年和光市農業委員会 3 月総会日程

令和 7 年 3 月 2 5 日（火曜日）午後 2 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 5 番 成田真理子委員 7 番 吉田成実委員

日程第 4 提出議案 議案第 2 3 号 農業委員会職員の任免について

議案第 2 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 5 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の
決定について

日程第 5 協議事項 ①令和 7 年和光市農業委員会 4 月総会の日程について

②2 0 2 5 市民まつり実行委員会委員の選出について

③その他

日程第 6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第 7 閉 会 午後 2 時 3 0 分

出席委員（１１名）

１番	新 坂 篤 司 君	２番	富 岡 和 樹 君
３番	富 岡 浩 之 君	４番	本 多 修 君
５番	成 田 真理子 君	６番	小 寺 淳 一 君
７番	吉 田 成 実 君	８番	田 中 和 巳 君
９番	富 澤 孝 子 君	１０番	井 口 俊 彦 君
１１番	浪 間 兼 三 君		

欠席委員（なし）

開会 午後 2時00分

◎開会

◎開議

○事務局（大塚） それでは、皆様、こんにちは。定刻まで時間がまだ来ていないんですが、皆さんもう席におそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

これから、令和7年和光市農業委員会3月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆さん、こんにちは。

午前の研修に引き続き、午後も総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年和光市農業委員会3月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、5番、成田委員、7番、吉田委員を指名します。

◎提出議案

議案第23号 農業委員会職員の任免について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

次第の4、議案第23号 農業委員会職員の任免について。

事務局より説明をします。お願いします。

○事務局（内藤） 議案第23号 農業委員会職員の任免について。

議案書1ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、以下のとおり同意を求めます。

農業委員会事務局長を解く。大塚欣也。

農業委員会事務局職員を解く。岸 勝己。

農業委員会事務局長を命ずる。高橋契将。

議案について説明は以上になります。

○新坂議長 ありがとうございます。

農業委員会職員の任免についてですが、ご意見がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、この議案に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は同意されました。

では、新任の高橋契将さんにご挨拶をいただきます。事務局は案内をお願いします。

(職員入室)

○道路安全課(高橋) 4月1日より人事異動によりまして、現在、道路安全課長をやっています高橋契将と申します。平成20年のときに一度農政担当のほうをやりまして、その前、平成5年ぐらいにも多分、農業委員会を兼務でやらせていただいたんですけれども、またお世話になります。よろしくお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。どうぞ4月からよろしくお願いいたします。

(職員退室)

◎提出議案

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

○新坂議長 では、続きまして、議案第24号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(大久保) 議案第24号 農用地利用集積計画書(利用権設定関係)。

議案書の2ページから7ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、A、和光市下新倉四丁目**番**号。利用権の設定を行う者、B、和光市新倉三丁目**番**号。利用権を設定する土地、下新倉六丁目**番、**番。面積はそれぞれ489、485平方メートル。設定する利用権の時期につきましては、開始が令和7年3月28日、終わりが令和8年5月31日となっております。

本案件は利用権設定の更新のための手続となり、貸主のBさんと借主のAさんの間で合意に至ったことから、申請に至りました。

なお、現在も利用権が設定されている農地であり、今年5月31日まで有効なものがありますが、一度3月28日で合意解約し、同日に改めて利用権設定を更新する手続となります。経緯といたしましては、令和7年4月以降の手続の場合、農地中間管理機構を通しての貸借となり、最低3年以上の貸借でないと中間管理機構が受付できないことから、1年ごとの更新を希望する貸主の意向により、利用権設定により3月中に更新するものです。

5ページをご覧ください。権利設定を受けるAさんは現在46歳で、年間農業従事日数は300日、母が78歳で50日、労働力は2人合計350日です。所有の農機具等の状況から、要件を全て満たしているかご審議をお願いいたします。

借主の農地の利用状況につきましては、今年度中に別件で2件の利用権設定、1件の都市農地の貸借をしており、以前ご確認いただいておりますので、現地確認は省略させていただきました。現地の写真は資料1の1から6です。

以上、農用地利用集積計画の決定について、ご審議をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま写真を見ていただいておりますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この計画は決定いたします。

◎提出議案

議案第25号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第25号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定についてですが、和光市農業委員会会議規則第10条2、委員会の委員は自己または同居の親族またはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので、議案第25号につきましては、C委員は審議が終了するまで退室をお願いします。

(C 委員退室)

○新坂議長 それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局（大久保） 議案第25号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について。

議案書の8ページから16ページをご覧ください。

本案件は、市街化区域内にある生産緑地の貸借で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請となります。

貸主のCさんと借主のDさんの間で、4月1日から1年間、生産緑地を使用貸借することで合意に至ったことによるものです。

議案書の9ページをご覧ください。

事業計画の認定申請書となっており、借主がこの計画を市長に提出し、農業委員会の審査での決定をもって認定をするものとなります。この計画が認定されることで、生産緑地の貸し借りを行うことができ、期限が到来すれば自動的に貸借が終了し、離作料の支払いを求められることなく、農地が確実に貸手に返還されることになります。

事業計画認定の要件は3点あります。

1点目は、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うことです。

議案書10ページ目の表のイとロの（1）をご覧ください。

サツマイモを栽培し、区内スーパー及び庭先にて販売する、サツマイモを栽培し、収穫体験を実施するとあります。農産物の生産を行うと認められることに該当していると認められ、1点目の要件を満たしていると考えられます。

2点目は、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことです。

議案書の10ページの一番下の欄をご覧ください。

①収穫後の農産物の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、除草は適切に行うとの記述があり、周辺の生活環境と調和の取れた都市農地の利用を確保できていると認められ、2点目の要件も満たしていると考えられます。

3点目は、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用しているかどうかです。申請地は、写真資料の7番です。農地の利用状況につきましては、写真資料の8番から17番をご覧ください。農地の確認につきましては、本多委員にお願いいたしました。

以上、事業計画の決定についてご審議をお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

現地を見ていただいた本多委員、農地の状況はいかがだったでしょうか。

○本多委員 先日、申請地を確認させていただきました。圃場の適正な管理運営をされていると確認いたしました。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

他にご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この計画は決定いたします。

それでは、議事が終わりましたので、C委員に入室していただいでください。

(C委員入室)

◎協議事項

①令和7年和光市農業委員会4月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項に移ります。

令和7年和光市農業委員会4月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 令和7年和光市農業委員会4月総会の日程についてですが、4月24日木曜日午前10時からを提案させていただきます。場所は3階の第一委員会室を確保しています。

また、5月総会につきましては、5月23日金曜日午前10時の開催を予定しており、現在のところ、第一委員会室を確保しております。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

4月の日程ですが、4月24日木曜日は午前10時からということですが、皆様、ご都合はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、4月24日木曜日の午前10時から、場所は第一委員会室でお願いします。

また、5月につきましては、5月23日金曜日午前10時の予定ですが、こちらはいかがでしょう。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、そのような内容でお願いいたします。

◎協議事項

②2025市民まつり実行委員会委員の選出について

○新坂議長 続きまして、協議事項②市民まつり実行委員の選出について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 資料の2番をご覧ください。

例年、農業委員会から1名を市民まつりの実行委員として選出しており、選出に当たっては、まず農産物共進会実行委員の委員として3名を選出し、その中から1名に市民まつり実行委員をお願いする形となっております。3名のうち2名は、例年、会長と代理をお願いしておりますので、もう一名をここで選出いただきます。

農産物共進会実行委員会は、通常7月、8月頃から動き始める予定ですが、市民まつり実行委員会が5月から始まり、会議へご出席いただく必要があるため、このタイミングでご協議いただくこととなります。会議につきましては、月1回から2回ほど開催されるようです。

ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

市民まつり実行委員につきましては、令和6年度は本多委員にお願いをいたしました。令和7年度の実行委員に立候補してくださる方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、いらっしゃらないようですので、どうでしょう、本多委員いかがでしょうか。昨年に引き続き、令和7年度のほうも引き受けてくださるとありがたいんですが。

○本多委員 では、農業委員も最後の年となりますので、1年間何もできませんが、務めさせていただきます。よろしくお願いします。

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、本多委員、よろしくお願いします。

◎協議事項

③その他

○新坂議長 続きまして、協議事項③その他について、事務局よりお願いいたします。

○事務局（内藤） その他については、1件ございます。

資料の3番をご覧ください。

令和7年度の最適化活動の目標の設定目標についてご説明いたします。

毎年、最適化活動の目標を設定し、農業会議に提出することとなっています。

まず、1番の農業委員会の状況です。

農業の概要と農業委員会の現在の体制については、記載のとおりです。なお、農地面積や農家数などの数字は、5年に一度実施される農林業センサス2020の情報を載せています。

次のページをご覧ください。

農地の利用集積について、農地面積81ヘクタールに対して、これまでの集積面積が36.76ヘクタールとなっており、集積率は45.4%です。

②の目標の2段目ですが、今年度の新規集積面積の目標を0.81ヘクタールと設定しておりますので、その下の今年度末の集積面積を現状の集積面積36.76に0.81ヘクタールを加えて、37.57ヘクタールとしています。

（2）遊休農地の解消について。

直近の利用状況調査により判明した遊休農地はございませんので、現状の1号遊休農地面積がゼロヘクタールとしています。

次のページをご覧ください。

（3）新規参入の促進について。

過去3年間に和光市内で新規参入した農家はいない状況となっています。そのため、課題としては「まとまった農地がなく今後も新規参入には課題が多い状況となっている」として

います。
また、農業委員会は農地の所有者から新規参入者への貸付け等を行うことについて同意を受けた農地を取りまとめて公表することとなっており、その面積は農業委員会が把握する過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上となっています。和光市には新規参入者が近年いないため、こちらを公表することはありませんが、機械的に計算をして0.09ヘクタールとさせていただきます。

2番、最適化活動の活動目標。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標。

農業委員の最適化活動を行う日数について、1人当たり月の活動日数の目標を2日として
います。

活動強化月間の設定目標。

活動強化月間を利用状況調査や8.1調査などの活動を行う月に設定し、農地の集積や遊休
農地の発生防止維持等の活動を行うこととしています。

(3) 新規参入相談会への参加目標。

現在は具体的な予定はありませんが、新規参入の相談があった場合は1回相談を行う目標
としています。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、委員の皆様から意見や質問はございますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 特に意見が無いようでしたら、この内容で農業会議に提出してもよろしいでしょ
うか。

(「異議なし」の声あり)

○新坂議長 ありがとうございます。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告①会長専決について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(内藤) 議案書の17ページから22ページをご覧ください。

今月の会長専決は、5条の届出が4件、うち1件が取消しとなっており、現地の状況は写
真資料の18番から20番となっていますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質疑等がございましたらお願いしま
す。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしければ、会長専決は以上といたします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 今月の活動の共通事項については、写真資料の21番をご覧ください。本日の農業委員会3月総会と、午前中の視察研修です。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方は、その旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方はお願いします。

8番、田中委員。

○田中委員 すみません、用紙が無いんですが。ありますか。

○事務局（内藤） 用紙、終わった後に配ります。

○田中委員 分かりました。

○新坂議長 他にご質問等はないでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 諸報告、3番、その他についてですが、2点ございます。

1点目は、地域計画についてですが、事務的な手続はほぼ完了しておりまして、3月31日付で策定、公告となる予定です。

2点目については、資料4番の農家だよりをご覧ください。

1番目に、都市農業支援事業補助金が変わりますということで、作成中なので、多少文面は変わる予定なんですけれども、そのお知らせと、あと本日午前中に行った農業委員会の視察研修会の報告という形で、これも文章、写真を差し替えた形で作成予定です。

裏面に行っていて、強風にご注意というお知らせです。それと、あと集落支部長変わりました場合にはご連絡くださいという、再びお知らせをして載せています。

最後に、産業支援課の農業委員会事務局職員の人事異動について掲載しております。

諸報告について説明は以上です。

○新坂議長 全体を通して、委員の皆様から何かございますでしょうか。

2番、富岡委員。

○富岡（和）委員 今、農家だよりの説明いただいたんですけども、この主な変更点の中で、項目によって3年間申請できない縛りを無くしましたと書いてあるんですけども、今言える範囲で、どのような変わった点があるんでしょうか。教えていただきたいんですけども。

○新坂議長 事務局。

○事務局（内藤） 例えば農業機械の事業で1回30万円の補助金を受けた場合、そこから3年、同じ項目では補助金が使えなかったんですけども、翌年度も使えるようになります。

○富岡（和）委員 そうです。だから、利用したいという方が地元にいらっしゃって、ちょっとその辺、もし聞いてきていただければということ、今日言われたものですから。では、もう毎年でも構わないんですか。

○事務局長（大塚） この修正についてちょっと説明をさせていただくと、1つは今、事務局から言ったような認定農業者が受けられる補助のメニューのうち、農業機械とか、農業施設とか、1番目から6番目という6個の項目が、1回申請、補助を受けた場合には、3年間同じ項目で申請ができないという制限がありました。この条項を完全に撤廃しまして、各メニュー1年間に1回ずつは申請ができるようにして、合計で上限をつける形にしました。

認定農業者の場合は、例えば機械も10万円で買って、設備を10万円で買った場合にも、今まではどちらか1個しか申請できなかったですけども、補助額の合計が30万円になるまでは複数の申請ができると。ただ、同じ事業は同年度内に1回しか申請できない。機械は1回買ったら、2回目買ってもそれは申請できないという制限を設けた形になります。

○富岡（和）委員 来年度からですか。

○事務局長（大塚） 4月1日施行予定で事務手続を進めております。

○富岡（和）委員 分かりました。

○新坂議長 他にご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎閉会

○新坂議長 では、無いようですので、本日の議事は以上といたします。

閉会 午後 2 時 3 0 分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員